

法律に基づき2年ごとに保険料率が見直されます

## 後期高齢者医療保険 平成30・31年度 保険料率改定

## 保険料率について

(現行)平成28・29年度	
均等割額	44,800円
所得割率	8.92%
一人当たり上限57万円	



(改正後)平成30・31年度	
均等割額	45,200円
所得割率	8.89%
一人当たり上限 62万円	

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。医療機関の上手な受診と毎日の健康づくりで医療保険制度をみんなで支え合しましょう。

## 平成30年度以降の保険料軽減措置について

## 1. 所得の少ない被保険者に対する軽減措置

所得の低い方は、世帯(世帯主及び被保険者)の所得水準に応じて次のように保険料が軽減されます。

## 【均等割額軽減の基準】

世帯(世帯主及び被保険者)の総所得金額等(医療費控除や社会保険料控除等各種控除をする前の額)により判定します。

基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、「被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)



9割軽減

基礎控除額(33万円)を超えない世帯



8.5割軽減

基礎控除額(33万円)+27.5万円(注)×世帯に属する被保険者数を超えない世帯



5割軽減

基礎控除額(33万円)+50万円(注)×世帯に属する被保険者数を超えない世帯



2割軽減

## (注) 軽減(2割軽減・5割軽減)拡充の内容

- 5割軽減の拡充…軽減対象所得の基準額の引き上げ  
(現行) 基準額 33万円 + 27万円 × 被保険者数  
(改正後) 基準額 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数
- 2割軽減の拡充…軽減対象所得の基準額の引き上げ  
(現行) 基準額 33万円 + 49万円 × 被保険者数  
(改正後) 基準額 33万円 + 50万円 × 被保険者数

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から上限15万円が控除されます。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※軽減判定は4月1日(4月2日以降新たに加入した場合は加入した日)の世帯の状況で行います。

## 2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合等の医療保険〔市町村国保や国保組合は対象となりません〕)の被扶養者であった方は、所得割がかからず、均等割額の5割軽減となります。ただし、上記1の9割軽減、8.5割軽減が適用される場合は、そちらを優先します。

対象期間	所得割額	均等割額
(現行)平成29年4月～平成30年3月まで	負担なし	7割軽減
(改正後)平成30年4月～平成31年3月まで	負担なし	5割軽減

### 3.所得割軽減の廃止

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方の所得割軽減が廃止されます。(年金収入のみの場合、153万円超211万円以下の方)

(現行) 賦課のもととなる所得金額が58万円以下のとき 所得割額2割軽減

(改正後) **軽減廃止**

吉野町役場 町民課 後期高齢者医療保険係 NTT…Tel(32)3081 内線122 IP直通…Tel(39)9063

## 長寿福祉課からのお知らせ

### お持ちの障がい者手帳、ご確認ください

身体障害者手帳

精神障害者  
保健福祉手帳

療育手帳

「引っ越した」「名字が変わった」など、手帳に記載のある情報(住所・氏名など)が、現在のものと違うときは、変更の届出が必要です。

お心当たりのある方は、町長寿福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

障がい福祉施設および事業所をお探しの方へ

### 「地域で暮らし、そだち、はたらくブック 2016年度版」 をご活用ください

「地域で暮らし、そだち、はたらくブック2016年度版」は、五條市・吉野町・大淀町・下市町に所在する障がい福祉施設および事業所を一覧にし、2016年4月1日時点で実施しているサービスや支援内容をまとめたものです。五條・吉野地域自立支援協議会生活支援部会が制作いたしました。

吉野町ホームページにて公開しておりますのでご利用ください。

### 障がいをお持ちの方の交流ひろば 「吉野さくらサロン」情報

吉野町にお住まいで障がいをお持ちの方が、季節の催しを一緒に楽しんだり、ゲームや創作活動をして過ごすなど、身近に集える場「吉野さくらサロン」にお気軽にお越しください。生活相談では、日常生活での困りごと等の相談を面接又は電話でお受けしています。

- ◆開催日 4月5日(木)、19日(木)、5月10日(木)、24日(木)
- ◆場 所 健やか一番館 3階
- 13時～15時 季節の催し、茶話会、ゲーム等
- ◆参加費 100円(茶菓子代として)
- 15時～16時 生活相談
- ◆電話生活相談 長寿福祉課(下記電話番号へ)

上記の「長寿福祉課からのお知らせ」のお問い合わせ先

吉野町役場 長寿福祉課 NTT…Tel(32)8856 IP直通…Tel(39)9078

# 子育てひろば

吉野町公式ホームページはこちら(子育て・母子保健情報)  
 URL <http://www.town.yoshino.nara.jp/lifeevent/kosodate/top.htm>



子育て中の親子が交流する場や子育て相談のお知らせ

名前	月日	時間	対象	内容	場所	お問合せ
にこにこルーム	4月19日(木) 4月26日(木)	9:30~ 11:30	0~2歳児と保護者	『部屋の開放』※好きな時間にお越しください。親子で気軽に集まり、自由に過ごします。	よしのこども園	教育委員会事務局 子育て支援係 (IP) TEL 32-8967
にこにこランド	4月17日(火) 4月24日(火)	9:30~ 11:30	0~2歳児と保護者	みんなでふれあい遊びや製作をします。 ※申込は不要です。	よしのこども園 わかばこども園	
育児相談	4月27日(金)	10:00~ 11:00	0~2歳児と保護者	育児に関する悩みや心配事をお気軽にお話ください。保健師がお待ちしています。※申込は不要です。	保健センター (健やか一番館 4階)	長寿福祉課 保健センター (NTT)TEL 32-0521 (IP) TEL 39-9079
すこやか相談	5月 1日(火)	13:00~ 16:00	0~5歳児と保護者	就学前のお子さんを対象に心理士による相談を行います。※申込が必要です。	保健センター (健やか一番館 4階)	高田こども家庭 相談センター TEL(0745)22-6079
子どもに関する 定期出張相談所	4月13日(金)	10:30~ 16:00	18歳未満の子ども と保護者	相談担当者：児童福祉司・児童心理司 (当センター職員) ※申込が必要です。	保健センター (健やか一番館 4階)	高田こども家庭 相談センター TEL(0745)22-6079

(注)0~2歳児:H27.4.2~生、0~5歳児:H24.4.2~生

## 母子保健事業(保健センターにて)

【持ち物】健康診査問診票、母子手帳 問TEL(32)0521【NTT】・(39)9079【IP】

事業名	実施日	受付時間	対象
7か月児健診・BCG予防接種		13:15~13:30	H29. 8. 9~H29. 9.20生
4 か 月 児 健 診	4月20日(金)	13:30~14:00	H29.11. 9~H29.12.20生
10・12か月児健診		14:00~14:30	H29. 5. 9~H29. 6.20生   H29. 3. 9~H29. 4.20生
1歳6か月児健診	4月25日(水)	13:30~14:00	H28年 7・8・9月生
3歳6か月児健診		13:00~13:30	H26年 8・9・10月生

\*1歳6か月児健診と3歳6か月健診の対象のお子さんには、個別でお知らせします。

## 予防接種事業 日本脳炎1期予防接種についてのお知らせ

この予防接種につきましては、今年度3歳児となるお子さん(平成26年4月2日~平成27年4月1日生)に案内文と予診票(初回接種1回目・2回目および追加接種の計3枚)を個別通知します。

# いきいき健康 吉野町保健センターです!

お問い合わせ・申込…吉野町保健センター(長寿福祉課) TEL(32)0521【NTT】、(39)9079【IP】

場所の記入がない事業は保健センター(健やか一番館4階)にて行います。交付・申請窓口は3階です。  
 各事業の詳細は、広報4月号と同時に配布の「2018年度吉野町健康づくりカレンダー」をご覧ください。

## 健康相談・健診結果相談会

実施日	実施時間	持ち物
4月 11日(水)	13:30~15:00	・健診結果、筆記用具、 メガネ等

健診結果の説明や日常生活の振り返りなど健康に関する個別相談会です。  
 保健師と栄養士が健康に関する個々の相談に応じます。

## 2018年度の健(検)診申込受付中!

## お知らせ 元気なときにこそ健(検)診を受けましょう

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病は、だれにでも起こる可能性がある病気です。特にがんは、日本人の死亡原因の第1位で、一生涯のうち2人に1人はがんになるといわれています。長年ともに歩んできたからだの状態を定期的にチェックするため健(検)診を受けましょう。今年度の健(検)診事業につきましては、今月号広報と同時に配布している『2018年度吉野町健康づくりカレンダー』でご案内しています。

## 高齢者肺炎球菌ワクチン費用助成について

平成30年4月からの高齢者肺炎球菌ワクチン費用助成の対象の方は以下のとおりです。  
なお、今年度対象となる65歳以上の方には案内文等で個別通知します。

### ◆今年度の対象者:吉野町に住民票があり、以下の年齢・条件に該当する方

- 60歳以上64歳で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方
- 65歳:昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれの方
- 70歳:昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれの方
- 75歳:昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれの方
- 80歳:昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれの方
- 85歳:昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日生まれの方
- 90歳:昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日生まれの方
- 95歳:大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれの方
- 100歳:大正 7年4月2日～大正 8年4月1日生まれの方

※過去に成人用肺炎球菌ワクチン(23価ポリサッカライド)の接種を受けたことがある方は、対象となりませんが、町では過去の接種歴について把握していませんので65歳以上で対象となる年齢の方全てに個別通知をしています。

### ◆実施期間 平成30年 4月1日～平成31年3月31日

### ◆接種者負担金 3,000円(生活保護世帯は無料)

※65歳以上の対象となる方で、4月10日までに案内文が届いていない場合や高齢者肺炎球菌に関するお問い合わせは、保健センターまでご連絡ください。(TEL:0746-32-0521)

## 吉野町地域住民グループ支援事業についてのお知らせ

地域包括支援センターでは、高齢者の方々が、住み慣れた地域で生きがいを持って元気に過ごせるよう、外出のきっかけ、コミュニケーションの場となる地域サロン等の活動を行っていただけるグループを募集します。

### ●対象となるグループ(以下のいずれにも該当すること)、及び助成金額

- (1) 65歳以上の高齢者で構成する概ね10人以上のグループ  
ただし、サロンの活動を支援する方については年齢を問いません。
- (2) ①1か月に1回以上活動を実施していただけるグループ  
⇒1グループにつき年間助成金額は36,000円を上限とします。  
②2か月に1回以上活動を実施していただけるグループ  
⇒1グループにつき年間助成金額は18,000円を上限とします。
- (3) 年に1～2回、地域包括支援センターの開催する研修に参加できるグループ
- (4) グループ名義で通帳を作成しているグループ

### ●その他要件

- (1) 参加者が、他の申請グループと半数以上重なる場合は、1グループのみを助成の対象とします。
- (2) 町内の集会所・グラウンド・参加者の自宅等で活動しているグループ  
(飲食店・カラオケ店等の店舗での活動は対象になりません。)
- (3) なお、自治会・老人クラブ等の既存団体の活動は対象になりません。

### ●活動の内容

- (1) 定期的な地域サロン活動
- (2) 体操や筋トレ等の健康づくり活動
- (3) 料理教室、菜園づくり教室などのイベントの実施
- (4) 外部講師を活用した地域サロン活動についての勉強会の実施

### ●募集期間

平成30年4月2日(月)から平成30年4月27日(金)まで

### ●お申し込み・お問い合わせ先

吉野町役場長寿福祉課 吉野町地域包括支援センター(よしのスマイルセンター) NTT(32)8856 IP(39)9078

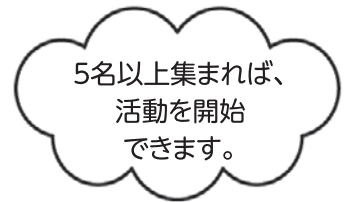
誰でも気軽に  
集えるサロン♪



## 笑笑(ケラケラ)百歳体操をはじめませんか？

ケラケラ百歳体操は、「笑いケア体操」(日常の動作の後に「ハハハ」と笑い声を出す)と高知市が考案した「いきいき百歳体操」を組み合わせるで行う体操で、椅子に座って映像(DVD)を見ながら行うことができます。

- 体操の効果 「体力(筋力)がつかます。」「心身が健康になります。」
- 毎日するの? 「最低週1回でかまいません。」 継続して行いましょう!
- 必要なものは? 会場の確保(設営・運営は皆さんで行っていただきます)  
テレビ・DVDプレーヤー・椅子  
※DVDと手足につける重りは貸し出しします。



- こんなにいいことがあります! 参加者が互いに知り合い、支え合えるようになります。  
情報交換や地域の困りごとの解決の場になります。

### ■お問い合わせ先

吉野町役場長寿福祉課 吉野町地域包括支援センター(よしのスマイルセンター) NTT(32)8856 IP(39)9078

## 紙おむつの支給について

長寿福祉課では、在宅の要介護高齢者の方・障がいをお持ちの方に紙おむつを支給することにより、介護者の負担軽減を図っています。紙おむつの受給の対象は、下記のいずれの要件にも該当する方です。

### 高齢者

- (1)町内に住所を有する在宅の65歳以上で、要介護状態区分が3以上の常時失禁状態である方。
- (2)本人が町民税非課税である方。

### 障がい者

- (1)身体障害者手帳に下肢、体幹又は運動機能障害・移動の障がいの程度に1級又は2級の記載がされている方。
- (2)町内に住所を有する在宅の3歳以上65歳未満で、ねたきりかつ常時失禁状態である方。
- (3)本人が町民税非課税である方。
- (4)吉野町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に定める日常生活用具のうち、ストマ装具(紙おむつ)の支給対象外である方。

【注意事項】 2週間以上の短期入所利用や入院等で、不在の場合はご利用できません。

- ◆紙おむつは業者から直接配送されます。印鑑もしくはサインにて直接お受け取りください。尚、直接配送となるため連絡先を業者にお知らせすることになります。
- ◆紙おむつの申請・種類変更は、毎月25日までに長寿福祉課へご連絡いただければ、次月から開始・変更が可能です。

### ■お問い合わせ先

吉野町役場長寿福祉課 吉野町地域包括支援センター(よしのスマイルセンター) NTT(32)8856 IP(39)9078

## 4月2日は国連の定めた世界自閉症啓発デーです

### 4月2日～8日は、発達障害啓発週間

国連総会(H19年12月18日開催)において、カタール王妃の提案により、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」(World Autism Awareness Day)とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われています。

詳細は、

世界自閉症啓発デー・日本実行委員会(公式サイト)  
<http://www.worldautismawarenessday.jp/>  
 をご覧ください。